

## 仕 様 書

### 1 業務名

令和6年度女性活躍推進のための広報強化事業委託業務

### 2 目的

女性の活躍推進及び男女が共に働きやすい社会の実現に向け、女性活躍推進事業者表彰を受賞した企業等から推薦を受けた女性をロールモデルとして取材し、広く周知することにより、女性のキャリアアップに対する意識を広めるとともに他の企業・団体等の一層の取組促進を図る。

### 3 委託業務の実施期間

契約の日から令和7年2月28日まで

### 4 委託業務内容

#### (1) 県内企業の女性ロールモデル取材、掲載

##### ①情報発信

雑誌、新聞、SNS等の媒体を用いて、企業や女性等向けに効果的な情報発信方法を提案、実施する。

- ・主に企業向けに有効な媒体 2回以上
- ・主に女性向けに有効な媒体 2回以上

掲載内容については、PDFデータでも納品をし、県HP等で掲載できるようにすること。

##### ②取材・撮影

県内企業の女性ロールモデルの紹介

- ・女性のロールモデルについて女子学生がインタビュアーとして、訪問による取材を行うこと。
- ・受託者は学生の日程調整を行い、取材に同行し、学生が取材した内容をもとに原稿の作成を行うこと。なお、取材に係る学生への交通費等の謝礼については受託者が負担すること。
- ・県内大学への周知を通じて学生を募集し、4名程度の選定を行うこと。
- ・取材対象については、企業と県が協議のうえ指定することとするが、より効果的であると判断できる対象者があった場合は、県に対して助言及び提案を行い、対象者について協議するものとする。

##### ③掲載内容イメージ

- ・これまでの仕事について

- ・現在の仕事とこれから挑戦したいこと
- ・仕事以外に大切にしていること
- ・仕事を続けるうえで支えとなったもの  
(社内の制度、職場の環境、家族、友人等)
- ・女性活躍推進に向けたメッセージ
- ・企業における女性活躍推進の取組み

## (2) 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

- ・本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。
  - 「女性」：これから管理職を目指す女性（20代～40代の県内企業に勤める女性）
  - 「企業」：女性が働く企業、またはこれから女性の採用・登用を推進していきたい企業の人事担当者や管理職、経営者（年齢、性別不問）
- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記に示すとおりとする。
  - 「女性」：
    - ・身近なロールモデルの存在により、継続就業をし、管理職を目指すことに前向きになる
    - ・他企業の取組やロールモデルを知ることにより、様々な働き方や選択肢があることを知り、望む働き方を選択する
  - 「企業」：
    - ・女性が働きやすい職場環境や女性管理職登用促進に対する意識を醸成する
    - ・県で行っている制度や事業を知り、活用することにより、県全体での女性活躍推進の機運を醸成する
- ・ターゲットに対して事業を実施するにあたり、想定とは異なる年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

## (3) 目標の設定

- ・本業務の目標項目、目標値は以下のとおりであるが、本業務の目的を達成するうえで、より最適な目標項目等があれば提案すること。

(目標項目等)

目標項目	ロールモデルの掲載された雑誌、新聞等の配布部数
目標値	10万部/回平均×4回以上

- ・目標達成の進捗については、事前に計画書を作成すること。作成にあたっては、進捗に遅れが生じた場合の対策も含めて記載する。
- ・目標達成の進捗については、定期的に報告すること。報告の頻度については、事業者と県とで協議の上決定する。

- ・ 設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。
- ・ 目標を達成するために行った取組についても、実績報告書での報告をすること。

#### (4) 実績報告書の作成

委託事業の実施内容について確認できる報告書を作成し成果物として提出すること。その他、県が必要とする書類の提出を求めた場合には、併せて作成のうえ提出すること。

#### (5) その他運営に関する一切

業務の遂行に関しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等県の求めに応じて報告する。

#### (6) 著作権

本業務に基づく成果物に関する著作権及び使用権は、すべて県に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または、使用してはならない。本業務にて使用する映像、イラスト、写真その他資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等に負担と責任は全て受託者が負うこと。

### 5 その他業務実施上の条件

#### (1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

#### (2) 守秘義務

受託者は、個人情報の取り扱いについて、十分注意し、適切に管理すること。本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### (3) 業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により県の承認を得たときはこの限りでない。なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

#### (4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

#### (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ決定すること。